

平成 29 年 2～3 月の決算申告指導について

平成 28 年分の確定申告決算申告指導は以下のとおり行いますので、よろしくご協力の程お願いいたします。

1. 平成 29 年 2 月 1 日(水)～3 月 5 日(日)の所得税及び 3 月 16 日(木)～3 月 31 日(金)の消費税の決算申告指導を希望する方は、**指導日時**の**事前予約**をお願いします。
指導日、指導会場、予約の必要な具体的な日及び**予約方法**は、**裏面**をご覧ください。
2. 3 月 6 日(月)～15 日(水)(土日除く)は**予約なし**で指導いたします。
この期間、会計ソフトのデータを持参しての指導はできませんので、できるだけ**決算書等**を印刷してお持ちください。
3. 会計ソフトを使用している方は、2 月 15 日(水)までに**記帳内容の確認**を終了させてください。
4. この期間の**日曜指導日**は、2 月 5 日、2 月 19 日、3 月 5 日の 3 日間です。
5. 本年より、出張指導会場でも BR・弥生等会計ソフトの**記帳・決算申告指導**を行いますので、**出張指導日**(2/7・8・9、2/14・15)には**事務局での指導はいたしません**。
また、**出張会場**では**ネット環境が無い**ため、**e-Tax 本人送信はできません**。
6. **出張会場での指導受付時間**は原則として 9:30～15:00(12:00～13:00 は昼休み)ですが、**混み具合により受付を早めに締切することがあります**。
7. **出張会場ではマイナンバーの取扱いができないため、マイナンバー関係書類を持参しないでください**。
8. **消費税は、所得税とは別に 3 月 16 日(木)～3 月 31 日(金)(土日祭除く)に予約で指導**いたします。
9. **3 月 14・15 日に作成した所得税の申告書等及び 3 月 30・31 日に作成した消費税の申告書**は、**ご自身で税務署に提出していただきます**ので、**認印をご持参**ください。
10. 申告書等を提出するだけの方は、**予約の必要はありません**。

会員の皆様へのお願い

1. 本年も申告会の**所得税・消費税の決算・申告指導**を受ける方に、「**特別会費**」をご負担いただくこととなりました。ご協力の程よろしく申し上げます。

金額は昨年と同じ、**所得税 1,000 円、消費税 500 円**です。

所得税の特別会費は、1 月 25 日までに納入してください。

消費税の特別会費は、指導時に現金でお支払いください。

2. **e-Tax で申告する方は、指導の前に事務所でマイナンバーの登録**をお願いします。

通知カード又はナンバーカードと認印をお持ちください。

平成 28 年分（平成 29 年）決算・申告指導予定表

日 付	会場	対象者	予約	日 付	会場	対象者	予約
2月1日(水)	会	所得税 一般・BR・弥生	要	3月1日(水)	会	所得税 一般・BR・弥生	要
2月2日(木)	〃	〃	要	3月2日(木)	〃	〃	要
2月3日(金)	〃	〃	要	3月3日(金)	〃	〃	要
2月5日(日)	〃	〃	要	3月5日(日)	〃	〃	要
2月6日(月)	〃	〃	要	3月6日(月)	〃	〃	不要
2月7日(火)	田島	〃	不要	3月7日(火)	〃	〃	不要
2月8日(水)	日吉	〃	不要	3月8日(水)	〃	〃	不要
2月9日(木)	大師	〃	不要	3月9日(木)	〃	〃	不要
2月10日(金)	会	〃	要	3月10日(金)	〃	〃	不要
2月13日(月)	会	〃	要	3月13日(月)	〃	〃	不要
2月14日(火)	幸	〃	不要	3月14日(火)	〃	〃	不要
2月15日(水)	幸	〃	不要	3月15日(水)	〃	〃	不要
2月16日(木)	会	〃	要	3月16日(木)	会	消費税	要
2月17日(金)	〃	〃	要	3月17日(金)	〃	〃	要
2月19日(日)	〃	〃	要	3月21日(火)	〃	〃	要
2月20日(月)	〃	〃	要	3月22日(水)	〃	〃	要
2月21日(火)	〃	〃	要	3月23日(木)	〃	〃	要
2月22日(水)	〃	〃	要	3月24日(金)	〃	〃	要
2月23日(木)	〃	〃	要	3月27日(月)	〃	〃	要
2月24日(金)	〃	〃	要	3月28日(火)	〃	〃	要
2月27日(月)	〃	〃	要	3月29日(水)	〃	〃	要
2月28日(火)	〃	〃	要	3月30日(木)	〃	〃	要
				3月31日(金)	〃	〃	要

※「会場」欄の「会」は申告会3階会議室、「田島」は田島支所3階会議室、「日吉」は日吉出張所、「大師」は大師支所2階会議室、「幸」は幸区役所4階会議室です。

予 約 方 法

2月1日～3月5日の所得税の指導時間帯は

① 9:00～10:00	② 10:00～11:00	③ 11:00～12:00	④ 13:00～14:00
⑤ 14:00～15:00	⑥ 15:00～16:00	⑦ 16:00～17:00	

3月16日～3月31日の消費税の指導時間帯は、

① 9:30～10:00	② 10:00～10:30	③ 10:30～11:00	④ 11:00～11:30
⑤ 11:30～12:00	⑥ 13:30～14:00	⑦ 14:00～14:30	⑧ 14:30～15:00
⑨ 15:00～15:30	⑩ 15:30～16:00		

となっておりますので、予約の際は「月・日」と「時間帯」を指定して予約してください。

予約の受付は、平成28年12月16日(金)から(土日祭除く)の午前9:00～午後4:00に
予約専用電話(223-6889)でお願いします。

(注)1度に複数回の予約はご遠慮ください。お問合せは、事務局(211-0141)までお願いします。